



自転車利用者の皆さん



自転車は車両です！

自転車のルール・マナーを守って安全運転を！

自転車ヘルメットを着用しましょう

～道路交通法の改正(令和5年4月1日施行)により、
全ての年齢層でヘルメット着用が努力義務になりました～

ヘルメットがあなたの命を守ります

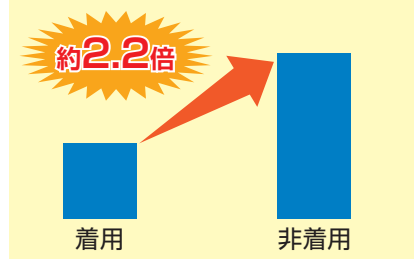
被害を軽減するヘルメットを着用しましょう

自転車乗車中の事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約**2.2倍**高くなっています。

(警察庁HPより)

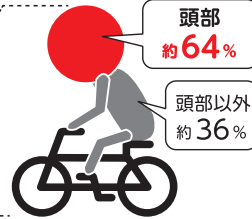


ヘルメット着用状況別の致死率



自転車の交通事故(平成30年～令和4年)

全死者数
682人
自転車
147人



自転車の死者数の
約**64%**(94人)が
頭部負傷

頭部負傷の全員が
ヘルメット
非着用!

車両の運転者であることをしっかり認識しましょう

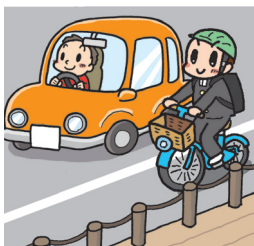
信号に従いましょう！

交差点での信号遵守

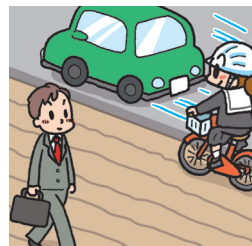
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が

	ある場合		ない場合		★ 従うべき信号機
	車両用信号機	歩行者用信号機	車両用信号機	歩行者用信号機	
車道を通行している自転車					★
歩道を通行している普通自転車					★

自転車は車道が原則、歩道は例外です



車道と歩道がある道路では、
原則、車道の左端を通行しなければなりません。



歩道を通行する場合は、
歩行者優先で車道寄りを
すぐに停止できる速度で
通行しなければなりません。

歩道を通行
することが
できる場合

- 「歩道通行可」を示す標識等があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき

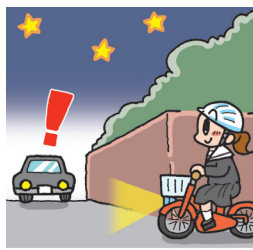


交差点では安全確認をしましょう



「止まれ」の標識があれば必ず一時停止。
「止まれ」の標識がなくても交差点では速度を落として安全確認を。

夜間はライトを点灯しましょう



暗くなったら、ライトを点灯。
ライトには他車(者)に自転車の存在を知らせる役割もあります。

絶対にやめましょう!

遮断踏切立入り



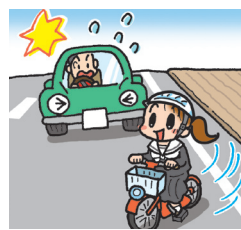
二人乗りをすること 並んで走行すること



スピードの出しすぎ



急な進路の変更



ながら運転は禁止行為



ながら運転



傘をさしながら、携帯電話機等を操作しながら、大音量で音楽を聴きながら等の「ながら運転」は大変危険なので絶対にやめましょう。



自転車保険の加入

自転車事故への備えと被害者の救済を図るため、大阪府自転車条例により、自転車利用者は、**自転車保険**への加入が義務付けられています。まずは加入の有無を確認しましょう。

自転車保険に加入しましょう!

自転車加害者となる事故でも、数千万円の高額賠償事例が発生しています。

※自転車事故によって生じた他人への生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。



点検整備をしましょう

反射材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効き等の日常点検のほか、定期的に自転車販売店等で点検整備を受けましょう。



🚲 交通ルールを学ぼう!

YouTube 大阪府交通対策協議会チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC41n1ZQFB-bYk4b1JZpoW0g>

モバイルはこちら →

大阪府交通対策協議会チャンネル

🔍 検索

